

生徒規程



岩手県立花巻南高等学校

生活時程表

職 員 朝 会		8:20 ~ 8:30
朝 学 習		8:30 ~ 8:40
S H R		8:40 ~ 8:50
1 校 時		9:00 ~ 9:50
2 校 時		10:00 ~ 10:50
3 校 時		11:00 ~ 11:50
4 校 時		12:00 ~ 12:50
昼 食		12:50 ~ 13:35
5 校 時		13:35 ~ 14:25
6 校 時		14:35 ~ 15:25
火木金	清 掃	15:25 ~ 15:40
月 水	7 校時	15:35 ~ 16:25
	清 掃	16:25 ~ 16:40
生徒最終下校時刻		19:00
(校舍施錠時刻)		(19:30)

本校の教育方針

校 訓 「明知・中庸・無限」

教育目標 校訓「明知・中庸・無限」のもと確かな学力〈明知〉とバランスのとれた豊

かな人間性〈中庸〉を持ち、限りない可能性に挑戦して未来を切り拓く〈無限〉生徒を育てる学校

- 1 学習と部活動の両立を図り、バランスのとれた豊かな人間性を育てる。
- 2 一人ひとりの個性を伸ばし、確かな学力を確実に身につけさせ、進路希望を実現する。
- 3 健全な心身のもと、地域や国際社会の未来に貢献しようとする志を育てる。

開校記念日 5月10日

校章の由来 昭和28年、岩手県立花巻高等学校から分離独立し現在の校名が定められた時、Hanamaki Minami High School の頭文字HMHを図案化したものである。

目 次

1. 校 歌	5
2. 本校の沿革	6
3. 学 則	7
4. 出欠席・欠課・遅刻等取扱い規程	13
5. 諸願・届の方法	15
6. 生徒心得	16
7. 整容規程	18
8. 生徒会会則	20
9. 生徒会選挙規程	25
10. 部活動規程	28

身分証（生徒規程QRコード付）の取扱いについて

- (1) この身分証は常に携帯すること。
- (2) この身分証は、本校生徒の明朗健全な学校生活のため、
また、学校と家庭との通信連絡を図るためのものです。
大切に扱うこと。
- (3) この身分証を紛失の際は、学級担任を通じて再交付を
願い出ること。

校 歌

校歌制定委員会 作詞
楠 美 恩三郎 作曲

J = 80

あ し た し こ ん の や ま い な み に せ い し ん の い
 あ が れ ほ る け き や す ま い な い に く お ん の い
 き の み つ る と き ひ か せ り つ を あ つ め し げ る は な
 を り そ う の は た と あ お ぎ つ つ ま こ と し の ち
 し き る し と め ゆ くり ま こ と し の ち し き る し と め
 こ こ は な ま き の ま な び や の に わ か ぜ よ
 ふ け ふ け ね の す こ や か さ あ め よ ふ れ ふ れ み き の
 ち か ら き た め し に た め き ん わ れ ら が こ こ ろ

(原調…ト長調)

朝紫紺の山脈に
 清新の気の満つるとき
 光をあつめ繁る葉を
 理想の旗と仰ぎつつ
 真の知識求めゆく
 真の知識求めゆく
 流れはるけき水明に
 久遠の生命思うとき
 季節を越えて咲く花を
 理想の旗と仰ぎつつ
 歴史を創る使命あり
 歴史を創る使命あり
 歴史を創る使命あり
 ここ花巻の学びやの庭
 風よ吹け吹け根の健やかさ
 雨よ降れ降れ幹の力を
 ためしにためさん我らが心

作詞 校歌制定委員会
 作曲 楠 美 恩三郎

沿 革 (抄)

- 明治 44. 4. 1 開校・校名 岩手県立花巻高等女学校
位置 岩手県稗貫群花巻町字吹張
生徒定員 300 名。第 1・2 学年生徒を募集
5. 10 開校式挙行
- 大正 3. 3. 23 第 1 回卒業式挙行
10. 5. 10 創立 10 周年記念式典挙行
- 昭和 9. 5. 10 創立 25 周年記念式典挙行
- 昭和 21. 4. 12 5 年制度を実施し第 4 学年修了者を編入
22. 4. 1 学制改革により併設中学校をそれぞれ 2・3 学年に編入
23. 4. 1 学制改革により岩手県立花巻第二高等学校と改称
24. 4. 11 岩手県立花巻第一高等学校と統合し岩手県立花巻高等学校と改称、第 2 校舎となり定時制課程を併設
5. 7 定時制湯口分校を開設
28. 4. 1 学校分離により岩手県立花巻南高等学校と改称、定時制課程を併設
30. 7. 27 4 教室増築、落成式挙行
33. 8. 28 全国高校定時制第 5 回軟式野球大会優勝
35. 10. 21 創立 50 周年記念式典挙行
41. 7. 7 昭和 41 年度第 17 回全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技準優勝
42. 3. 1 校舎改築工事第一期工事、竣工
3. 5 新校舎に引越し
8. 8 昭和 42 年度第 18 回全国高等学校総合体育大会ハンドボール競技優勝
10. 26 昭和 42 年度埼玉国民体育大会ハンドボール競技準優勝
11. 3 昭和 42 年度 第 20 回岩手日報体育賞受賞
43. 1. 30 校舎改築第二期工事竣工、新校舎に引越し
4. 1 定時制湯口分校、旧宝閑小学校に移転し独立校舎となる。
44. 3. 20 体育館竣工
4. 1 定時制衛生看護科設置
5. 10 校舎及び体育館の落成記念式典挙行
46. 10. 17 創立 60 周年記念式典挙行、60 年史発刊
47. 3. 25 花南会館竣工
48. 3. 31 定時制湯口分校廃止
7. 31 プール竣工
54. 3. 31 定時制衛生看護科募集停止
55. 3. 31 定時制課程募集停止

- 56. 10. 26 創立 70 周年記念式典挙行、70 年史発刊
- 57. 3. 6 定時制課程閉校式典挙行
- 平成元. 11. 18 校舎移転新築工事安全祈願祭
岩手県花巻市中北万丁目 288 番 1 に校舎新築起工
- 3. 3. 28 校舎竣工、新校舎に引越し
- 3. 4. 1 普通科に体育コースを設置、国際科を新設、男女共学となる。
1 学年生徒定員 普通科 180 名、体育コース 45 名、国際科 45 名
- 3. 10. 9 新校舎落成並びに創立 80 周年記念式典挙行
- 3. 3. 80 年史発刊
- 4. 4. 1 レイレファ高校（ハワイ州）との姉妹校締結
- 7. 26 花南研修会館落成
- 5. 3. 9 第 1 回海外研修生派遣、レイレファ高校において研修（～18）
- 5. 4. 1 国際科定員 40 名
- 5. 6. 4 プール上屋竣工
- 6. 29 レイレファ高校生本校において研修（～7.5）
- 9. 3. 弓道場竣工
- 12. 2. 15 韓国・安養外国語高等学校と姉妹校締結
- 13. 3. 14 吹奏楽部練習場竣工
- 10. 6 創立 90 周年記念式典挙行
90 年史発刊
- 14. 4. 1 普通科体育コース、国際科を廃止し、普通科人文科学、自然科学、スポーツ健康科学、国際科学の 4 学系による総合選択制へ移行
- 15. 3. 28 韓国・安養外国語高等学校との姉妹校締結更新
- 23. 10. 1 創立 100 周年記念式典挙行
100 年史発刊
- 25. 5. 27 姉妹柳植樹式（移植）
- 令和 3. 9. 2 エアコン設置工事竣工
- 3. 10. 2 創立 110 周年記念式典挙行
- 4. 3. 7 プールろ過機改修工事竣工
- 6. 7. 25 全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技（女子）第 3 位
- 7. 7. 28 全国高等学校総合体育大会ソフトボール競技（女子）第 5 位
- 7. ドイツヴァイアホフ高校生本校において研修（～）

岩手県立花巻南高等学校学則

第1章 総 則

(名称)

第1条 校名は「岩手県立学校設置条例」により、岩手県立花巻南高等学校（以下、「本校」という。）と称する。

(学則の制定)

第2条 この学則は、「岩手県立高等学校の管理運営に関する規則（以下、「管理運営規則」という。）」に基づき制定する。

(目的)

第3条 本校は、「教育基本法」及び「学校教育法」に基づき、心身の発達に応じて、高等普通教育及び専門教育を施すことを目的とする。

(組織・定員及び修業年限)

第4条 本校の課程の組織編制及び修業年限は、次のとおりとし、生徒の収容定員は岩手県教育委員会（以下、「教育委員会」という。）の定めるところによる。

課 程	学 科	学 系	修業年限
全日制課程	普通科	人文科学学系	3年
		自然科学学系	
		スポーツ健康科学学系	
		国際科学学系	

(学校評価)

第4条の2 本校の教育水準の向上と教育目標の実現を図るため、教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

(通学区域)

第5条 本校の通学区域は、「岩手県立高等学校の通学区域に関する規則」の定めるところによる。

第2章 学年、学期及び休業日

(学年及び学期)

第6条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

2 学年を分けて次の2学期とする。（以下空欄は、各年度年間計画により決定）

前期 4月1日から 月 日まで

後期 月 日から3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、国民の祝日に関する法律に規定する休日、日曜日及び土曜日のほか、次

のとおりとする。

- (1) 学年始休業日 4月1日から4月 日まで
- (2) 夏季休業日 7月 日から8月 日まで
- (3) 冬季休業日 12月 日から翌年1月 日まで
- (4) 学年末休業日 3月 日から3月31日まで
- (5) 開校記念日 5月10日
(校長が必要に応じ休業日としないことがある。)
- (6) その他教育委員会が休業を必要と認めた日

- 2 前項の休業日のほか、教育上必要があるときは、校長は、あらかじめ教育委員会に届け出て、休業日を設ける、又は休業日に授業を行うことができる。
- 3 非常変災その他急迫の事情があるときは、校長は、臨時に授業を行わないことができる。この場合においては、校長は、次の事項をただちに教育委員会に報告しなければならない。
 - (1) 授業を行わない期間
 - (2) 非常変災その他急迫の事情の概要
 - (3) その他必要と認める事項

第4章 単位の修得及び卒業の認定

(学習の評価)

第11条 学習の評価は、高等学校学習指導要領に示されている各教科・科目の目標を基準として、校長が定める。

(単位修得及び認定)

第12条 生徒が本校の定めた教育課程を履修し、その成果が各教科・科目の目標から見て満足できると認められる場合は、校長が履修した単位の修得を認定する。

(卒業の認定)

第13条 校長は、生徒が学校で定めた卒業までに履修させる各教科・科目及び特別活動を履修し、その成果が満足できるものと認められるときは、卒業を認定する。この場合において、各教科・科目について履修したものと認定された単位数の合計は、別に定めるところによる。

- 2 校長は、卒業を認定した者に対し、卒業証書を授与する。

第8章 入学、退学、転学、留学及び休学等

(入学)

第19条 本校に入学することのできる者は、中学校もしくはこれに準ずる学校を卒業した者、又は「管理運営規則第35条第1項」に該当する者とする。

- 2 生徒募集に関する期日、人員その他必要な事項は、「岩手県立高等学校入学者選抜実施要項」の定めるところによる。

(入学許可)

第 20 条 本校への入学は、校長が許可する。

2 入学志願者の選抜に関し、必要な事項は別に定める。

(転・編入学)

第 21 条 第 1 学年の途中、又は第 2 学年以上に入学を許可する者は、相当年齢に達し、本校に在学する者と同等以上の学力があると認められた者とする。

2 前項の入学を希望する者の学力は、その学年の程度で、校長が検定する。

(志願手続き)

第 22 条 入学志願者は、教育委員会が定める様式による入学願書に入学選考料を添え、出身学校長を経て校長に願い出なければならない。ただし、本県の県立高等学校に在学する者で、転入学を希望する者は入学選考料を添える必要がない。

(入学手続き)

第 23 条 入学を許可された者は、入学後 10 日以内に保証人が連署した誓約書に、戸籍抄本または住民票の写しを添えて、校長に提出しなければならない。

(保証人)

第 24 条 保証人は、本校に対して生徒に関する一切の責任を負うものとする。

2 保証人は、本人の親権者又は後見人でなければならない。ただし、これらの者がいない場合には、独立の生計を営む成年者でなければならない。

3 保証人は、本人又は保証人に住所又は戸籍上の変動があったときは、すみやかに校長に届け出なければならない。

4 保証人が死亡し、又は第 2 項に規定する要件を欠くに至ったときは、本人は、改めて誓約書を提出しなければならない。

(留学)

第 25 条 生徒は、外国の後期中等教育機関(高等学校に対応する正規の教育機関をいう。)に留学しようとするときは、保証人が連署した留学願により、校長に願い出なければならない。

2 校長は、教育上有益と認めるときは、留学を許可するものとする。

3 留学の期間は、1 年とする。ただし、校長が必要と認めるときは、その期間を延長することができる。

(休学)

第 26 条 生徒は、病気その他の理由のため、1 ヶ月以上出席することができないときは、保証人が連署した休学願に医師の診断書等理由を証するに足る書類を添えて、校長に休学を願い出ることができる。

2 校長は、理由を適当と認めるときは、休学を許可することができる。

3 休学の期間は、1 ヶ月以上 1 年以内とする。ただし、校長が必要と認めるときは、1 年以内において、その期間を延長することができる。

(理由消滅の届出)

第 27 条 生徒は、休学の許可を受けた後、許可の日から起算して1ヶ月未満の期間内において、その理由がなくなったときは、休学理由消滅届にその事情を証するに足る書類を添えて、校長に届け出なければならない。

2 校長は、その事情を適当と認めるときは、休学を取り消すものとする。

(復学)

第 28 条 休学中の者が、その理由がなくなったことにより復学しようとするときは、保証人が連署した復学願に診断書等、その事情を証するに足る書類を添え、校長に願い出て、その許可を受けなければならない。

2 校長は、その事情を適当と認めるときは、復学を許可することができる。

(転学・転籍及び退学)

第 29 条 転学、転籍又は退学しようとする者は、保証人が連署した転学（転籍、退学）願書により、校長に願い出なければならない。

2 前項によって退学した者が、1年以内に再入学を願い出たときは、校長は、理由により退学当時の在学年以下の学年に入学を許可することができる。

第 9 章 出席停止、欠席、公認欠席及び忌引き

(出席停止)

第 30 条 感染症にかかり、若しくはそのおそれがある生徒に対して、校長は出席停止を命ずることができる。

(欠席)

第 31 条 生徒が欠席するときは、保証人が連署の上、欠席届を校長に提出しなければならない。ただし、病気のため7日以上欠席しようとするときは、医師の診断書を添えなければならない。

(公認欠席)

第 32 条 生徒が特別の事情により出席ができないときは、校長が認める範囲で公認欠席として取り扱う。

(忌引)

第 33 条 生徒が忌引のため出校できないときは、忌引届を校長に提出しなければならない。

第 11 章 学校管理及び弁償

(物品の弁償)

第 39 条 学校の物品を破損又は紛失した場合は、校長はその事情により弁償を命ずることができる。

第 12 章 奨 学

(奨学)

第 40 条 優れた生徒であって経済的理由により修学が困難である者は、日本学生支援機構又はその他の奨学制度の奨学生として推薦を受けることができる。

第 13 章 賞 罰

(表彰)

第 41 条 校長は、教育上必要と認めるときは、生徒を表彰することができる。

(懲戒)

第 42 条 校長及び教員は、教育上必要と認めるときは、生徒に懲戒を加えることができる。

2 懲戒のうち退学、停学及び訓告の処分は校長が行う。

(懲戒による退学)

第 43 条 前項に規定する退学は、次の各号の一つに該当する者に対してのみ行うことができる。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなく出席が常でない者
- (4) 学校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

出欠席・欠課・遅刻等取扱い規程

第1章 総 則

(趣旨)

第1条 この規程は学則第30条、第31条、第32条の規定に基づき欠席、公認欠席、忌引に関して必要な事項を定める。

第2章 出欠席等の確認

(欠席)

第2条 欠席とは授業日において授業終了時刻までに出席しない場合をいう。

(遅刻)

第3条 遅刻とは授業日において始業時刻までに出席しない場合をいう。ただし、非常変災や公共の交通機関の事故等による場合は、遅刻とはせず、授業については公認欠課とする。

(早退)

第4条 早退とは授業日において授業終了時刻以前に下校した場合をいう。

(授業日数と授業時数)

第5条 授業日数は生徒の出席すべき年間の総日数とする。

2 転学または退学した生徒の授業日数は、転学または退学した日までの日数とする。

3 転入学または編入学した生徒の授業日数は転入学または編入学した日以後の日数とする。

第6条 授業時数は、授業を実施した時数、定期考査等における当該科目の時数とする。

(欠課)

第7条 欠課とは授業時間に出席しない場合をいう。ただし、授業時間の2分の1以上出席しない者も含む。

(公認欠席と公認欠課)

第8条 次の各号の一に該当する欠席及び欠課は、公認欠席及び公認欠課として扱う。この場合、所定の手続きを経て、いずれも出席とみなす。

(1) 学校の代表として対外活動等に参加出場する場合

(2) 通学・就職試験または学校行事等で校長が必要と認めた場合

(3) その他、校長がやむを得ない事情と認めた場合

(出席停止・忌引)

第9条 出席停止・忌引については次のとおりとする。

1 出席停止は、学校保健安全法施行規則第19条に定める感染症にかかっている疑いのある者、又はかかるおそれのある者で校長が出席停止を必要と認めた場合とする。

2 忌引は次の各号の事由及び日数とする。ただし、葬儀等のため遠隔地に赴く場合等の

事情により延長することができる。

(1) 父母 7日

(2) 祖父母・兄弟姉妹 3日

(3) 三親等の親族 1日

3 出席停止・忌引の期間は「出席停止・忌引の日数」とし、出席しなければならない日数から除く。

(休学)

第10条 休学の期間は欠席、各教科・科目においては欠課時数として処理する。

諸願・届の方法

諸願、届は校長の許可または承認を受けなければならない。

種 類	願 届	文書 口頭	提出先 経由	用 紙 申込先
本 籍 変 更	届	文書	学級担任	事務室
住 所 変 更	〃	〃	〃	〃
氏 名 変 更	〃	〃	〃	〃
保 護 者 ・ 保 証 人 変 更	〃	〃	〃	〃
転 学	願	〃	〃	〃
退 学	〃	〃	〃	〃
休 学	〃	〃	〃	〃
休 学 理 由 消 滅	届	〃	〃	〃
復 学	願	〃	〃	〃
欠 席	届	〃	〃	職員室
忌 引	〃	〃	〃	〃
欠 課 ・ 早 退 ・ 外 出	〃	〃	〃	〃
公 認 欠 席	願	〃	〃	〃
留 学	〃	〃	〃	〃
異 装 許 可	〃	〃	〃	〃
下 宿	届	〃	〃	〃
ア ル バ イ ト 許 可	願	〃	〃	〃
運 転 免 許 取 得 許 可	〃	〃	〃	〃
通 学 バ イ ク 使 用 許 可	〃	〃	〃	〃
部 活 動 入 転 退 部	届	部顧問	部顧問	〃
出 版 ・ 刊 行 ・ 掲 示	〃	文書口頭	部顧問または生徒指導部	〃
紛 失 ・ 拾 得 物	届	〃	学級担任または生徒指導部	〃
校 舎 使 用	願	文書	関係職員・事務室	事務室
火 気 使 用	〃	〃	火気取扱責任者・事務室	〃
校 舎 ・ 校 具 破 損	届	文書口頭	関係職員・事務室	〃
各 種 証 明 書 申 請 書	願	文書	事務室	〃
通 学 証 明 書	〃	〃	〃	〃
定 期 乗 車 券 ・ バ ス ・ 発 行	〃	〃	〃	〃
学 割 発 行	〃	〃	学級担任	〃
授 業 料 免 除 申 請 書	〃	〃	事務室	〃

生徒心得

花巻南高等学校の生徒であることを自覚し、品格のある人間形成をめざし、志を高く持ち、日々の修養に努めることによって、よりよい校風づくりを目指す。

1 生活の実践目標

わたくしたちはこつこつと努力をし、言動に責任を持ち、自立を目指します。

2 校内生活

(1) 生活心得

ア 生活時間等

(ア) 登下校時刻

- ・登校時刻 8時30分
- ・最終下校時刻 19時00分

(イ) 登下校の時間を厳守する。理由及び許可なく学校の敷地外に出ない。やむを得ず外出する場合は、学級担任または教科担任等の許可を受ける。

(ウ) 休日等に登校して校舎・校具を使用する場合は、前日までに許可を受ける。

イ 礼儀、服装及び整容

(ア) 高校生として品位のある態度で臨み、自他の人格を尊重する。

(イ) 登下校は制服を着用し、常に清潔端正な服装とする。服装規程は別に定める。

ウ 公共物の取り扱い等

(ア) 施設・設備等を大切に取扱い、誤って破損した場合には学級担任等の担当者に届け出る。

(イ) 職員室、事務室への出入りは、マナーを守る。

エ 所持品の管理等

(ア) 所持品には、必ず記名をし、学習に不必要なものは所持しない。学習用タブレットについては記名を義務づけないが管理を徹底する。

(イ) 貴重品は、各自南京錠を準備し個人ロッカーを活用するなど自己管理を徹底する。

(ウ) 所持品の紛失、遺失、拾得等があった場合には学級担任あるいは係職員に速やかに届け出る。

オ 集会等

(ア) 校内で部活動以外に集会をする場合は、事前に生徒指導部の許可を得る。

(イ) 生徒が掲示物、放送等を利用する場合は、その責任者が係職員の許可を得る。

(ウ) 校内で印刷を発行、配布又は販売しようとする場合は、その責任者があらかじめその内容及び配布の方法について、生徒指導部に届け出て許可を得る。

カ 保健・健康・安全

(ア) 常に健康に留意し、心身の清浄を保つように心がける。

(イ) 教室環境等の清潔・整頓に努める。

キ その他

(ア) 諸願及び届けに関する様式等は別に定める。

(イ) 交通安全規定は別に定める。

(2) 学級活動

ア 授業中、遅刻・早退等で教室を出入りする場合は、必ず教科担任の許可を得る。

イ 決められた座席で学習する。

ウ 各種の提出物等は期日までに必ず提出する。

(3) 部活動

ア 活動時間は、18時50分までとし、下校完了時刻を19時00分とする。

イ 考査1週間前から部活動は禁止する。ただし、考査終了日から2週間以内に大会等のある場合は、その期間内の活動を許可することがある。

ウ 部活動規程は別に定める。

3 校外生活

校外におけるすべての言動、行動及び態度は自らの心情と校風を最もよく表すものであるから、特に本校生としての自覚と責任が必要である。

(1) 交通道德を遵守し、公衆に迷惑をおよぼさないよう注意する。

(2) 列車、バス通学生の場合は、車内道德を守り、周囲に迷惑をかけない。また、定期券及び学割等の不正使用はしない。

(3) 夜間外出は保護者の同意を得、遅くとも21時00分までには帰宅する。やむを得ず21時00分以降に外出する場合は、保護者の同伴を必要とする。

(4) 外出する場合は、行き先、用件、帰宅時刻等を家人に必ず告げて出かける。

(5) 未成年者入場禁止の場所や高校生としてふさわしくない場所への出入りはしない。

(6) 不良行為や不純異性交遊等のないように健全な交友関係を築くように努める。

(7) 休日等の生活行動は、特に注意し、身分証は常に携行する。

(8) 長期休業中などの旅行または登山、キャンプ及び校外における諸行事に参加する場合は、事前に許可を必要とする。

(9) アルバイトは、別に許可規程を定める。

服装規程

本生徒は、これまで校訓「明知 中庸 無限」のもとに歴史と伝統に輝く心意気を「時中精神」として受け継ぎ、校風の維持に努めています。

その維持と将来の社会人になるためにも、身なりを整えることが大切なことの一つであり、容姿は心の現われでもあります。次のことを心がけ、花南生として誇りをもって生活しましょう。

1 服装規程のめざすもの

- (1) 帰属意識を高め、連帯感を養い、愛校心を育てる。
- (2) 風紀を適正なものとし、花南生としての秩序を創造する。
- (3) 清潔で爽やかな印象を保ち、進路目標の実現に資する。
- (4) 自律を促し、全体の利益を優先する公德心を育てる。
- (5) 花南生としての自覚を持ち、品位を保つ。

2 服 装

全ての花南生は本校の定める制服を着用する。ただし、冬服は10月1日から5月31日まで、夏服は6月1日から9月30日までとする。ただし、衣替えの前後2週間を移行期間とし、冬・夏のどちらの制服を着用してもよい。暑熱対策として認められた期間は、花南指定の軽装での登下校も可とする（暑熱対策期間の終わりは、前期末考査まで）。

3 着装上の心得

- (1) 怪我等で制服以外を着用する場合は、担任に異装願（様式）を申し出る。

花巻南高等学校 整容規定

「徹底」: 必ず守るべき項目

「推奨」: 社会通念上、守ることを勧める項目

「判断」: 各自の判断に委ねる項目

		徹底	推奨	判断
(1) 髪		●		
	1 パーマ・カールの加工をしない	●		
	2 脱色・染色の加工をしない	●		
	3 長さが肩にかかる場合はゴム紐で束ねる		●	
	4 ゴム紐やヘアピンの色は、黒・紺・茶とし、シュシュやヘアクリップの使用はしない	●		
(2) まゆげ 整える程度とする			●	
(3) ピアス 一切禁止(穴の維持も含む)		●		
(4) 化粧・アクセサリー				
	1 日焼け止め・リップクリームの使用は無色のものとする	●		
	2 カラーコンタクトは使用しない	●		
	3 ネックレス・指輪等装飾品は身につけない	●		
	4 化粧品の使用は認めない	●		
(5) 制服(指定服を着用する)				
夏服 (6/1～ 9/30)	1 シャツは長袖または半袖の校章入りのYシャツとする	●		
	2 シャツの下に着用する物は無地とする			●
	3 ズボンは薄手の夏用スラックスとする	●		
	4 ズボンの丈はくるぶしからかかとまでの間の長さとする		●	
	5 スカートは薄手の夏用のものとする	●		
	6 スカート丈は、膝頭にかかる程度(膝立ちをして裾が床に触れる長さ)とする	●		
	7 ブレザー・シャツ・ズボン・ネクタイ・リボンは学校指定のものを着用する	●		
	8 ソックスは学校指定のものとする			●
	9 ニットベスト(サマーニット)を着用する			●
	10 着用する場合のニットベスト(サマーニット)はネイビー一色のものとする ※3年生は指定のベストかネイビー色(無地)のニットベストを着用する	●		
	11 リボン・ネクタイを着用する(※着用の場合、性別を問わずどちらでも選択可)			●
	12 リボン・ネクタイを着用する際は緩めない	●		
	13 シャツの裾をズボン・スカートの中に入れ、ズボンはベルトを必ず締め腰履きをしない	●		
暑熱対策 軽装 (開始期間は状況に応じて判断、終了は前期末まで)	1 シャツは指定ポロシャツとする	●		
	2 パンツは指定のハーフパンツとする	●		
	3 夏服と軽装を混合した着こなしはしない(例: 上ポロシャツ+下スカートorスラックス)	●		
冬服 (10/1～ 5/31)	1 上着は紺色のブレザーとし、左襟に校章のバッジをつける	●		
	2 シャツの下に着用する物は無地とする			●
	3 シャツは長袖の校章入りのYシャツとする	●		
	4 ズボンは厚手の冬用グレンチェック柄、ストレート型とする	●		
	5 ズボンの丈はくるぶしからかかとまでの間の長さとする		●	
	6 スカートは厚手の冬用のものとする	●		
	7 スカート丈は、膝頭にかかる程度(膝立ちをして裾が床に触れる長さ)とする	●		
	8 ブレザーの下に着るものはネイビーで無地のVネックのベストかセーターとする	●		
	9 リボン・ネクタイを着用する(※性別を問わずどちらでも選択可)	●		
	10 リボン・ネクタイは緩めずに着用する	●		
	11 ソックスは学校指定のものとする			●
	12 黒のタイツ(ストッキング)の着用も認める。その上に履くソックスは黒とする			●
	13 防寒具は特に定めないが、色は紺・黒・茶・グレー・ベージュ系統とする			●
(6) 校章 左襟に校章のバッジをつける		●		
(7) つめ	1 手の平側から見て、はみ出ない		●	
	2 ネイルカラー等での加工はしない	●		

※「推奨」「判断」項目は各自の判断に委ねるが、

式典、企業・大学見学、就職・進学受験、定期考査、学校行事(整容点検等)の際は、全て「徹底」で臨むこと。

令和7年6月23日 試行

令和8年4月1日 施行

生徒会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 名称は、岩手県立花巻南高等学校生徒会（以下「本会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員の健全な自律活動を促進し、会員相互の理解のもとに人格と教養の向上を図り、その経験をとおして社会人としての資質を養うことを目的とする。

第2章 会員・役員・事業等

(会員資格等)

第3条 会員は、本校に在学する生徒とする。

第4条 本校の職員を本会の客員とする。客員は本会に対し適切な助言と指導の任を負うが、議決権及び選挙権は持たない。また、保護者とも有機的な関連を図る。

(会員の責務)

第5条 会員は、発言権・議決権・選挙権・被選挙権をもち、本会の開催する一切の議決を実行する義務を負う。

(発効)

第6条 本会の議決事項は、校長の承認を得て効力を発する。

(役員)

第7条 本会は、次の役員及び委員を置く。

(1) 常任執行委員は、9名とし、執行委員長1名、副執行委員長2名、書記長1名、書記次長1名、会計部長1名、会計次長1名、庶務部長1名、庶務次長1名とする。

(2) 監査委員は、3名とする。

(3) 応援団長は、1名とし、副団長2名を置く。

(4) 評議員は、各クラス2名とする。

(5) 専門委員会の委員は、原則として各クラス2名とし、その代表として専門委員長1名副委員長2名を置く。

(6) 応援委員は、第1学年各クラス男子2名、女子1名を選出し、原則として在学期間継続する。

(7) 実行委員会（体育祭・花南祭）の委員は各クラス2名とし、実行委員長は、各1名とする。

(8) 部及び同好会の部長・同好会長は、各1名とする。

2 執行委員長、副執行委員長、書記長・次長、会計部長・次長、庶務部長・次長、監査委員、応援団長は、選挙によって選出する。

- 3 評議員は、各クラスの互選とする。
- 4 専門委員会の委員は、各クラスの互選とし、専門委員長は委員の中から互選とする。
- 5 実行委員会（体育祭・花南祭）の委員は、各クラスの互選とし、実行委員長は委員の中から互選とする。
- 6 部長及び同好会長は、各部員、同好会員の互選とする。

（役員の仕事）

第8条 本会の役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 執行委員長 本会を代表し、一切の会務を統括する。
- (2) 副執行委員長 執行委員長を補佐し、執行委員長事故がある時はこれを代行する。
- (3) 書記 総会及び役員会の一切の議事を記録し、保存する。
- (4) 会計 会計を担当し、総会において収支決算の報告をする。
- (5) 庶務 一切の庶務を担当し、総会等で会務報告をする。
- (6) 監査委員 会計及び本会の運営に関する監査をする。
- (7) 評議員 評議員会の運営に必要な各クラスに関する事項を統括する。
- (8) 応援団長 全会員で構成する本会応援団を統括し、これを代表する。
- (9) 実行委員長 体育祭及び花南祭の代表として、活動の推進にあたる。
- (10) 専門委員長 専門委員会を代表し、活動の推進にあたる。
- (11) 部長 部を代表し、活動の推進にあたる。
- (12) 同好会長 同好会を代表し、活動の推進にあたる。

（役員の任期）

第9条 役員の任期は、原則として7月1日から翌年6月30日までの1年間とする。欠員が生じた場合はこれを補充し、その任期の残任期間とする。ただし、評議員及び専門委員会の委員の任期は、4月から年度末までとする。

（細則）

第10条 選挙及び投票に関する細則は、別に定める。

（選挙管理委員）

第11条 選挙管理委員は各クラス1名とし、委員長を互選する。なお、任期は4月から年度末までとする。

第3章 組織及び機関

（組織）

第12条 本会は、クラス、専門委員会、実行委員会、部・同好会及び応援委員会で構成する。

（機関）

第13条 本会の目的を達成するために、次の機関を置く。

- (1) 総会

- (2) 評議員会
- (3) 執行委員会
- (4) 監査委員会
- (5) 専門委員会
- (6) 応援委員会
- (7) 選挙管理委員会
- (8) 実行委員会
- (9) 部及び同好会

(議決)

第 14 条 会議における提案議決は、会員の 3 分の 2 以上の出席をもって成立し、出席者の過半数によって可決する。

(総会)

第 15 条 総会は、本会の最高の議決機関であり、執行委員長が招集する。

- 2 総会は、定期総会と臨時総会とに分ける。
- 3 定期総会は、年 2 回 5 月と 10 月に開催する。
- 4 臨時総会は、次の場合に執行委員長が招集する。
 - (1) 全会員の過半数以上の署名による要求があった場合
 - (2) 執行委員長が必要と認めた場合
 - (3) 校長から要請があった場合
- 5 総会では、次の事項を審議する。
 - (1) 本会の会則の制定及び改廃並びに解散
 - (2) 会費の決定
 - (3) 予算の決定、決意の承認
 - (4) 運営基本方針
 - (5) その他、重要事項

(執行委員会)

第 16 条 執行委員会は、会務の執行機関であり、執行委員長がこれを代表する。

- 2 執行委員会は、常任執行委員で構成する。

第 17 条 執行委員会は、次の事項を執行する。

- (1) 総会の招集
- (2) 評議員会の招集
- (3) 総会議決及び提案事項の作成並びに決定事項の執行
- (4) その他、必要事項

(評議員会)

第 18 条 評議員会は、総会に次ぐ議決機関で、執行委員長が必要に応じて招集することができる。

2 執行委員長は、必要と認める会員を評議委員会に出席させることができる。

(議長団)

第 19 条 生徒総会の議長団は、評議委員会で選出され、総会で承認される。

2 議長団は可否の採決に参加しない。ただし、可否が同数であった場合は議長が決定する。

(専門委員会)

第 20 条 専門委員会は、各委員会ごとの趣旨に沿って活動を行う。

2 専門委員会の設置及びその任務について、別に細則を定める。

(応援委員会)

第 21 条 応援委員会は、応援活動を指揮する執行機関であり、団長がこれを代表する。

2 応援委員会は、団長、副団長 2 名及び応援委員で構成する。

3 副団長は、団長の指名によるものとし、団長を補佐するとともに、必要に応じてその代理を行う。

4 団長及び副団長は校歌やエール、応援歌等の指揮を行い、他の応援委員はチアリーダーとする。

5 応援委員は、団旗その他応援活動に必要な用具の管理保管を行う。

6 チアリーダーは、応援活動を補佐する。

(選挙管理委員会)

第 22 条 選挙管理委員会は、選挙及びその他の投票に関わる事務全般をおこなう。

2 選挙管理員の任期は、原則として 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年間とする。

3 選挙に関する必要な事項及び選挙管理委員会の任務について、別に細則を定める。

(実行委員会)

第 23 条 実行委員会は、各委員会ごとの趣旨に沿って活動を行う。

(部・同好会)

第 24 条 会員は、本会の定める手続きをとおして、文化的もしくは体育的な活動を行う部または同好会を設置することができる。各部には互選による部長を置く。

2 文化的な活動をする部の部長の互選により統括する文化部長を置く。同様に運動部長を置く。

3 部及び同好会の設置、その他必要な事項について、別に細則を定める。

第 4 章 細則の制定等

(細則の制定・改廃)

第 25 条 細則の制定・改廃は、執行委員長が提案することができる。

2 会員は、文書をもって、細則の制定・改廃を執行委員長に申し出ることができる。

第 26 条 細則の制定・改廃は、評議委員会の議決と総会の承認によって成立する。

2 細則の制定・改廃案は、評議委員会が審議のうえ、構成員の過半数をもって可否を議決する。

- 3 執行委員長は、細則の制定・改廃に関する審議及び議決について、直後の総会で承認を得なければならない。
 - 4 細則の制定・改廃案は、総会の承認が得られなかった場合は廃案となる。
 - 5 総会の承認は、全会員による投票における過半数の賛成でこれに代えることができる。
(会則による制限)
- 第 27 条 本会則に反する細則の制定・改廃をすることができない。

第 5 章 会 計

(会計)

- 第 28 条 本会の収入は、会費、寄付金、その他の収入とする。
- 第 29 条 本会の支出は、運営費、補助費、予備費とする。
- 2 補助費のうち、遠征にかかる費用は、部活動規程の定めるところによる。
 - 3 会計に関する必要な事項について、別に定める。
- 第 30 条 本会の支出は、執行委員長の承認を必要とする。

(予算)

- 第 31 条 予算は、総会における出席会員の 3 分の 2 以上の賛成によって成立する。
- 2 予算案は、総会に提出される前に、評議員会で審議されなければならない。

(決算)

- 第 32 条 決算は、監査委員の監査の後、総会において会員の承認を得なければならない。
- 2 会計は、中間決算について後期生徒総会で承認を得なければならない。

第 6 章 補 則

(兼任の禁止)

- 第 33 条 執行委員長、副執行委員長、書記長、会計部長、庶務部長、応援団長は兼務することができない。

生徒会選挙規程

(目的)

第1条 生徒会会則（以下「会則」という。）の定めるところにより、執行委員長、副執行委員長、書記長、書記次長、会計部長、会計次長、庶務部長、庶務次長、監査委員、及び応援団長を公正かつ円滑に選定するための基本制度を設定し、会員による選挙及びその他の投票のために必要な事項及び選挙管理委員会（以下「本会」という。）の任務について定める。

(定数)

第2条 役員の定数は、生徒会会則第7条の規定に定めるところによる。

(選挙管理委員会)

第3条 本会の構成員、任期及び選出方法は、生徒会会則第11条に基づく。なお、委員長は委員の互選による。

(任務)

第4条 本会は、次の事項を行う。

- (1) 選挙の公示
- (2) 立候補者の受付及び発表
- (3) 立会演説会の開催
- (4) 投票及び開票の管理
- (5) 当選の確認及び当選者の発表
- (6) その他必要な事項

第5条 本会は、選挙に関する事務及び運営に関する一切の責任と権限を有する。

第6条 委員に欠員が生じた場合は、欠員が生じたクラスから後任を選出し、評議員会で任命する。

(選挙)

第7条 本校生徒は、入学及び転入学後に選挙権及び被選挙権を得る。

第8条 選挙管理委員は、選挙権及び被選挙権をもたない。

(選挙期日)

第9条 本会は、投票日の2週間前に選挙の必要事項を告示し、8日前に立候補の締め切りを行う。

(立候補)

第10条 立候補できる者は、会則第3条に該当する者に限る。

ただし、選挙管理委員が立候補する場合は、本会と代議員会の許可を得て選挙管理委員を辞任できる。

第11条 立候補者は、選挙管理委員を除く1名の責任者を決める。

第12条 責任者は、立候補者の氏名を本会に届け出る。

第 13 条 再立候補者は、これを防げない。

第 14 条 本会は、立候補締め切りと同時に立候補者の氏名・学年・クラス名・主張の概要等を会員に明示する。

(選挙運動)

第 15 条 選挙運動は、立候補を届けた日から投票日の前日までの期間行うことができる。

2 ポスターの仕様及び掲示箇所は、本会が指定する。

3 立会演説会は、選挙管理委員長が投票前までに開催する。この場合、候補者が演説を行う。

4 本条の定める事項について重大な違反があった場合は、選挙管理委員長はこれを評議員会に報告しなければならない。その際は評議員会が違反の事実について確認のうえ、違反をした立候補者及び選挙管理者の被選挙権を 6 ヶ月間停止させることができる。

(投票)

第 16 条 選挙の際、全有効投票数が選挙権者総数の 5 分の 4 以上の場合に選挙は成立する。

2 常任執行委員、監査委員の選挙は無記名投票とする。

3 応援団長は信任投票とする。

(方法)

第 17 条 選挙人は、一人一票の選挙権を有する。

2 代理及び代筆投票は認めない。

3 不在者投票は、本会が正当と認めた理由がある者のみ、本会が指定した日時に投票を認める。

(調査)

第 18 条 本会は、投票日における投票時刻までに欠席者及び早退者を調査しなければならない。

(選挙立会人)

第 19 条 投票日までに、互選により各クラスの評議員の中から選挙立会人 1 名を選出し、投票の際の立会人とする。

(開票)

第 20 条 開票及び開票の日時は、選挙管理委員会が決定する。

(無効票)

第 21 条 開票は、選挙立会人の立ち会いの下、本会が行い、次の投票は無効とする。

(1) 正規の投票用紙を用いないもの

(2) 投票の意図を判別しがたいもの

(3) 選挙管理委員長が無効と認めたもの

(結果の公示)

第 22 条 本会は、開票後速やかにその結果を公示しなければならない。

(当選)

第 23 条 得票数の多い順に上位から定員数を当選とする。

(決選投票)

第 24 条 得票数が等しく当選を決定しがたい場合には、その者に限り決選投票を行う。

2 決選投票は、投票日から 5 日以内に第 9 条に基づいて公示し、該当者に対して決選投票を行う。

(信任投票)

第 25 条 立候補者が定員を超えない場合は、信任投票を行う。信任には、有効得票の過半数を必要とする。

(欠員補欠)

第 26 条 全会員による選挙によって選出する役員に欠員が生じた場合は、直前の選挙における次点の者が就任する。該当者がいない場合は補欠選挙を行う。

2 本条によって選出された役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 補欠選挙の手続きは、本細則が定める選挙の手に準ずるものとする。

(投票用紙の保管)

第 27 条 本会は、記入済みの投票用紙を選挙後 1 ヶ月保管しなければならない。

第 28 条 立候補者が定数に満たない場合、本人の同意の下、評議員会が全構成員の過半数をもって候補者を推薦することができる。

2 本条による推薦候補者は、第 24 条の手続を経て就任するものとする。

(会計)

第 29 条 選挙及び投票にかかる費用の一切は、生徒予算から支出する。

(補則)

第 30 条 選挙管理委員長から本細則の改正の要求があった場合、執行委員長は速やかに改正案を評議員会に提出しなければならない。

部活動規程

第1章 総 則

(目的)

第1条 生徒の文化的、体育的な素養を高め、また生徒の自主的、自発的な活動を通じた学校生活の充実と精神の修養を図るため、生徒によって組織される文化的、体育的な活動を行う特別活動における同好者が集まる任意の団体（以下、これを「部」または「同好会」という。）を組織し、その活動の振興・安全及び他の諸活動との調整を図るために必要な事項を定める。

2 文化部

- (1) 書道部 (2) 美術部 (3) 吹奏楽部 (4) 演劇部 (5) 文芸部
- (6) 英語部 (7) 日本音楽部 (8) 茶華道部 (9) 家庭部
- (10) 囲碁・将棋部 (11) JRC部 (12) ダンス部

3 運動部

- (1) 硬式野球部 (2) 陸上競技部 (3) 体操部 (4) 水泳部
- (5) バスケットボール部 (6) バレーボール部 (7) 卓球部
- (8) ソフトテニス部 (9) サッカー部 (10) ハンドボール部
- (11) ソフトボール部 (12) 剣道部 (13) 弓道部

4 各部及び各同好会には、顧問として本校職員を置く。

第2条 部は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 活動に必要とする部員数を満たしている。
- (2) 発表会・大会等への参加、地域交流等の活動を行う。
- (3) 週1回以上の活動ができる。

2 既に活動を認められている部については、この限りではない。

第3条 同好会は、以下の要件を満たすものとする。

- (1) 活動に必要とする会員数を満たしている。
- (2) 発表会・大会等への参加、地域交流等の活動を行う。

(部員及び同好会員)

第4条 生徒は、いずれかの部または同好会に登録することができる。

2 部及び同好会は、原則として登録した者のみで活動する。

3 新規登録または更新のために、年度の始めにおいて、集会を開催する。

4 年度の途中において登録を変更しようとするときは、登録を抹消しようとする部・同好会と新規に登録しようとする部・同好会の双方の顧問の承諾を得たうえで、その旨を生徒指導部に届けなければならない。